

## 審査論文の要旨

本研究は、1940年に成立・公布された「国民体力法」の制定過程を検討し、総力戦体制が構築されていく中で同法の歴史的意義を考察したものである。序章では、取り組むべき課題として以下の点をあげている。第一に、国民体力法に中心的に関わった組織や人物を特定し、それらが厚生省の創設とどのように関わっていくかを明らかにすることである。第二に、「身体の私事性」と「国家奉公」の交錯・矛盾に着目し、総力戦体制を「体力管理」という視点から再検討することである。

第1章「国民の体位向上問題と厚生省の創設」では、1938年の厚生省の創設に深く関わったとされる小泉親彦に焦点をあて、徴兵検査における不合格者数の増加を国民の体力・体位低下問題へとスライドさせていく過程を明らかにし、その恣意的な操作性を指摘した。ともすれば小泉の議論については、すでに疑問が提示されてはいるものの、彼の依拠した資料を再検討して現実との乖離を実証的に指摘したところに本研究の意義がある。また、小泉が力を入れた国民体力向上の活動や新省創設構想は、軍部の意向を代弁したものであったとし、厚生省の創設を社会政策的観点からとらえる近年の研究動向とは一線を画し、総力戦のための兵力動員の側面から評価している。

第2章「国民体力法の成立過程」では、法案制定のために、1938年末に厚生省が設置した国民体力管理制度調査会の審議経過を詳細に分析する。形態・運動機能、精神機能、疾病異常などの五つの分科会ごとの検討内容を明らかにし、法案の骨格となる「国民体力管理制度要綱」ができあがる過程をあとづけた。また、こうした動向のもとで体育・スポーツ界は、「国民体力向上」というスローガンに正面から異を唱えられないまま時勢に飲み込まれていくと指摘した。

第3章「国民体力管理法の国会審議」では、貴族院での審議内容を分析し、主要な論点を抽出した。管理の対象者を未成年に限定することの可否、体力管理医の処遇、予算の配分、身体検査項目など多岐にわたる質疑応答を整理しつつ、とくに「管理」をめぐる問題を重視し、法案の名称から「管理」という言葉がなぜ削除されるに至ったかを解明している。

第4章「衆議院における国民体力管理法の審議」では、衆議院での審議内容を分析する。貴族院と同様の論点の審議内容を確認しつつ、貴族院では注目されなかった論点について詳しく検討を加えた。国民体力の低下原因、殷賑産業等による青少年の不健全な享楽、体力検査の方法や体力手帳、国民体力管理医の選任・配置・報酬、市町村の負担への対処、体力の国家管理の厚生省への一元化、外地への適用などについて、審議の内容を詳細に明らかにした。

以上の分析をふまえて、第5章「国民体力（管理）法の基本的性格」では、同法の性格や歴史的意義を次の5点において論じている。①人の身体を物として扱うことへの抵抗から、当初の「国民体力管理法」から「管理」という字句が削除されが、条文中には「管理」という言葉が残されており、法の性格として人的資源の管理という本質は一貫している。②「体力検査」の検査項目の中に、学校の身体検査項目にはない「過重速行（運搬）」が入っているが、それは補給が貧弱な日本軍が戦場で要請される持久力を重視したためであり、国民体力法が戦力補充とストレートに結びついていたことを証明している。③「体力

検査」結果の判定は、徴兵制に合格する国民とそうでない国民を「ふり分ける」ことにあり、前期徴兵検査という性格をもった。④未成年の「体力検査」を保護者の責任とし、個人の身体への権利や私事性を否定したばかりでなく、親権についても国家が強力に介入した。⑤国家による国民の体力管理は日本独特のものとされ、体力向上の義務は、空虚であるがゆえに何でものみ込んでしまう「日本精神」によって正当化された。